

持続可能な受入環境充実支援補助金に係る旅費の基準について

1 旅費の種目

旅費の種類には、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当がある。

2 旅費の計算

(1) 最も経済的な通常の経路及び方法

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。

「通常の経路」とは、社会一般の者が通常利用する経路のことであり、「最も経済的」とは、最も費用の安いことである。

また、「最も経済的な通常の方法」とは、往復割引切符、回数券等を利用する等通常考えられる旅費使用の方法を指す。

つまり、旅費の計算にあたっては、内容及び旅行日程を確定させた上で、その条件の下で、社会通念上「通常の経路及び方法」のうち、「最も経済的な」ものを選択することとなる。

(2) 航空機の利用

①天草エアラインの利用は「最も経済的な経路」ではないが、利用促進のため利用可能とする。

②関東、京阪神等からの旅行は、JR利用が「最も経済的な経路」ではあるが、社会一般の者の利用状況、所要時間等を考慮し、航空機の利用も可能とする。

(3) 前泊・後泊が回避できる場合の経路

「最も経済的な経路」では前泊又は後泊が必要になる場合において、「その他の経路」を利用することで前泊又は後泊が回避できる場合は、当該「その他の経路」を利用できる。

(4) 支給対象となる交通費

①目的地までの交通費を支給対象とする。(旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費)

②目的地から宿泊先までの交通費は支給しない。

3 鉄道賃

(1) 支給額

①鉄道会社が定める運賃、急行料金、特急料金、寝台料金、座席指定料金、グリーン料金やこれらに付随する費用を支給する。

②旅行目的に支障がない限り、鉄道会社が定める往復割引料金、乗り継ぎ割引（いわゆる通し切符）、ネット予約の割引料金、恒常的に販売されている割引切符も適用する。

(2) その他

運賃の等級が区分されている場合、最下級の運賃を支給する。

普通運賃以外の料金は、公務のため特に必要な場合に支給する。

4 船賃

(1) 支給額

船舶を利用する移動に要する費用とし、運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金やこれらに付随する費用を支給する。

(2) その他

運賃の等級が区分されている場合、最下級の運賃を支給する。

運賃以外の料金は、研修のため特に必要な場合に支給する。

5 航空賃

(1) 支給額

航空機を利用する移動に要する費用とし、運賃、座席指定料（座席指定料を徴する場合）やこれらに付随する費用を支給する。

6 その他の交通費

鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、バス運賃、自家用車利用に係る費用、タクシー運賃、レンタカー賃料、その他の移動に直接要する費用やこれに付随する費用を支給する。

(1) バス

利用区間の運賃を支給する。

(2) 自家用車

ア 支給額

- ①距離に応じ1kmにつき37円の定額を支給する。この場合、出発から帰着までの全行程を通算して計算することとし、通算した距離に1km未満の端数を生じるときは切り捨てる。

〔例〕本庁から熊本駅まで自家用車を利用して旅行する場合の計算方法

▶①支給の対象となる距離を通算する $81.6 \text{ km} \times \text{往復} = 163.2 \text{ km} \doteq 163 \text{ km}$

②通算した距離に37円を乗じる $163 \text{ km} \times 37 \text{ 円} = 6,031 \text{ 円}$

- ②自家用車を利用する場合、必要に応じて駐車料金、松島道路の通行料(回数券)及び高速道路の通行料を支給する。
- ③自家用車で旅行する場合におけるフェリーの利用は、経済的又は時間的に有利な場合に限り認める。この場合の自動車航送運賃（自動車及び運転手1名の運送に係る運賃）は使用料として支出する。

イ その他留意事項

自家用車で出発し、天草市内で自家用車以外の交通手段に乗り換えて旅行する場合は、他の交通手段に乗り換えるまでの分を支給する。

(3) タクシー

利用に要した運賃を支給する。ただし、他に適当な交通手段がない場合に限る。

(4) レンタカー

利用に要した賃料を支給する。ただし、運搬する荷物の関係や旅行する人数その他適当な交通手段がない場合に限る。

7 宿泊費

(1) 支給額

- ①旅行が2日以上にわたる場合の旅行中の夜数に応じ、1夜につき財務省令で定める宿泊費基準額を上限に宿泊に係る実費額を支給する。
- ②宿泊費基準額は、都道府県ごとに定められている額とする。
(外国においては在外公館所在都市を基本として定められた額)
- ③宿泊費基準額は、宿泊地で判断する。

〔例〕用務地は東京都であるものの、周辺のホテルが満室であったこと等から千葉県のホテルに宿泊する場合

▶宿泊地である千葉県の宿泊費基準額で判断する。

(2) 宿泊費の取扱い

ア 旅費の精算時には、領収書等の宿泊費を支払ったことが分かる書類を添付する。

(ネット予約によりクレジットカードで決済する場合は、予約画面コピー及びカード利用明細画面コピー等)

イ 宿泊費が宿泊費基準額を超える場合

一定の要件を満たす場合に、必要な宿泊費の実費を支給することができる。

①協議会、研究会その他市が加入している団体の会議等に出席する場合

②会議等の主催者があつせんする会議場となった宿泊施設、又はこれに準ずる施設に宿泊する場合

③用務先の近隣（最も適当な移動手段による所要時間が概ね30分以内）で宿泊施設を検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

8 包括宿泊費

(7) 宿泊パック旅行の取扱い

①パック旅行（移動と宿泊が一体となったもの）を利用する場合、パック料金を包括宿泊費として支給する。その額は、交通費と宿泊費の合計額を上限として実費額を支給する。

② ①の上限額を超過する場合には、宿泊費の額を7 宿泊費（2）イ（宿泊費が宿泊費基準額を超える場合）による額を用いて算定することができる。

〔例1〕東京への1泊2日の旅行において、熊本発57,000円の宿泊パック旅行(朝食付き)を利用する場合の熊本空港・羽田空港間の交通費及び宿泊

①最も経済的な通常の経路での航空賃、宿泊費及び宿泊手当の合計額を計算する

熊本空港～羽田空港 42,600円 (21,300円×往復) 宿泊費基準額 21,000円

宿泊費手当 1,600円 計

65,200円

▶②宿泊パックを利用した場合の航空賃、宿泊費及び宿泊手当の合計額を計算するパック

料金 57,000円

宿泊手当 1,600円 計

58,600円

③ ②が①より安価なため、②の額が支給額となる。

〔例2〕東京への1泊2日の旅行において、熊本発65,000円の宿泊パック旅行(朝食付き)を利用する場合の熊本空港・羽田空港間の交通費及び宿泊

①最も経済的な通常の経路での航空賃、宿泊費及び宿泊手当の合計額を計算する

熊本空港～羽田空港 42,600円 (21,300円×往復) 宿泊費基準額 21,000円

宿泊手当 1,600円 計

65,200円

▶②宿泊パックを利用した場合の航空賃、宿泊費及び宿泊手当の合計額を計算するパック

料金 65,000円

宿泊手当 1,600円 計

66,600円

③ ②が①より高価であるため、宿泊費の額を7 宿泊費(2)イ(宿泊費が宿泊費基準額を超える場合)による額(例25,000円)を用いて比較する。

熊本空港～羽田空港 42,600円 (21,300円×往復) 宿泊費
25,000円

宿泊手当 1,600円 計 69,200

円

④ ②が③より安価なため、②の額が支給額となる。

③パック旅行に係る領収書を添付すること。